声明

3月30日、厚生労働省は、「労災病院の再編計画」を発表した。これは、特殊法人等整理合理化計画の閣議決定や4月1日に特殊法人労働福祉事業団の独立行政法人労働者健康福祉機構への移行に伴うものとされ、昨年の8月27日に発表された「労災病院の再編に関する基本方針」にもとづくものとしている。

発表された「労災病院の再編計画」は、2割程度削減するという8月27日発表の「基本方針」どおり、平成16年度に霧島温泉労災病院、平成17年度に大牟田労災病院と珪肺労災病院、平成18年度に岩手労災病院、平成19年度に筑豊労災病院の合計5病院を廃止するとともに、平成19年度に美唄労災病院と岩見沢労災病院及び門司労災病院と九州労災病院のどちらかを分院化することで7つの病院を削減するという内容である。

この内容は公式には本日3月30日発表されたが、昨年12月2日に同様の内容で廃止統合対象に関わる関係自治体及び労働福祉事業団に通知され、それ以降私たちは患者・住民の皆さんとともに、廃止反対の運動を繰り広げてきたところである。12月初旬に開始された労災病院廃止反対署名は、廃止対象とされた大牟田、岩手、筑豊を中心に急速に広がり、短期間の間に26万筆を超える署名が寄せられ、既に厚生労働省へ提出されたところである。また、大牟田、岩手、筑豊の地元の地方議会を中心に廃止反対の意見書が採択されるとともに、自治体・議会・住民などの代表が労災病院存続へ上京して訴えるなど廃止反対と存続の声は大きく広がっている。

平成 17 年度に廃止とされた大牟田労災病院は、昭和 39 年に前年に発生した三井三池炭鉱三川抗の炭塵爆発によって被災した一酸化炭素中毒患者を治療するために開設されたが、その後この被災者の保護措置を講ずる目的で昭和 42 年に「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」が制定された。この「特別措置法」は診察、健康診断実施をはじめ、リハビリテーション施設の設置が明記されており、その中心が大牟田労災病院であることは明らかであり、岩手労災病院も筑豊労災病院もそれぞれ振動障害や脊髄損傷、じん肺などの治療の蓄積をもった労災病院で、廃止指定は全く納得できないものである。

このように発表された「労災病院の再編計画」の内容は、存続を願う患者・被災者・住民の願いを真っ向から踏みにじるものであり、とうてい容認できるものではない。私たちは発表された厚生労働省の「労災病院の再編計画」の内容に対して、断固抗議の意志を表明するとともに、撤回を求めるものである。また、今後も大牟田、岩手、筑豊をはじめ、地域住民、被災者、患者とともに労災病院の廃止に断固反対し、存続を求めて運動をすすめていく決意であり、より良い病院、医療と看護の充実に向けた運動をさらにすすめていく決意を表明するものである。

2004年3月30日

日本医療労働組合連合会中央執行委員会全国労災病院労働組合中央執行委員会